

〔決算様式1〕

01991

事業報告書
(自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 一栄会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 愛知県名古屋市中村区上石川町三丁目21番

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 23 年 9 月 6 日

(4) 設立登記年月日 平成 23 年 9 月 9 日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	宮本正彰	管理者
理事	宮本純司	
同	宮本佳宏	
同	宮本陽子	
同		
同		
同		
監事	橋本和政	税理士 税理士法人ネクストワン代表社員
同		
評議員		
同		
同		

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

01981

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	なし		一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所	宮本歯科	名古屋市 中村区 上石川町三丁目 21番	無床
	結デンタル	犬山市 大字 羽黒字 城屋敷 34	無床
介護老人 保健施設	なし		入所定員 名 通所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		
なし		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

01941

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 10月20日 ◯ 令和 3 年度の事業計画及び収支予算の決定
" " 令和 3 年度の借入金額の最高限度額の決定
" " 令和 2 年度決算の承認

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし。

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし。

(7) そ の 他

なし。

[決算様式3-3]

法人名

医療法人 一栄会

※医療法人整理番号 01941

所在地

名古屋市南区上石川町三丁目21番

(※ 上記は記載する必要なし)

貸借対照表

(令和4年8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	70,003	I 流動負債	8,843
II 固定資産	246,609	II 固定負債	220,848
1 有形固定資産	241,799	負債合計	229,691
2 無形固定資産	2,383	純資産の部	
3 その他の資産	2,427	科目	金額
III 繰延資産	993	I 積立金	79,314
		1 代替基金	
		2 繰越利益積立金	79,314
		II 評価・換算差額等	
		III 基金	8,600
		純資産合計	87,914
資産合計	317,605	負債・純資産合計	317,605

[決算様式4-2]

法人名
所在地

医療法人 一栄会
名古屋市中村区上石川町三丁目21番

※医療法人整理番号 01941
(※ 上記は記載する必要なし)

損 益 計 算 書
(自 令和 3 年 9 月 1 日 至 令和 4 年 8 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業利益	30,424
A 本来業務事業利益	30,424
1 事業収益	296,983
2 事業費用	266,559
本来業務事業利益	30,424
B 附帯業務事業利益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	30,424
II 事業外収益	
III 事業外費用	2,612
経常利益	27,812
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	27,812
法人税等	5,644
当期純利益	22,168

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

〔決算様式2〕

法人名
所在地

医療法人 一栄会
名古屋市中村区上石川町三丁目21番

※医療法人整理番号 01941

(※ 上記は記載する必要なし)

財 産 目 録
(令和 4 年 8 月 31 日現在)

1. 資 産 額 317,605 千円
2. 負 債 額 229,691 千円
3. 純 資 産 額 87,914 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	70,003
B 固 定 資 産	246,609
C 繰 延 資 産	993
D 資 産 合 計 (A+B+C)	317,605
E 負 債 合 計	229,691
F 純 資 産 (D-E)	87,914

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

※医療法人整理番号

法人名 医療法人一栄会
所在地 名古屋市中村区上石川町三丁目21番

関係事業者との取引の状況に関する報告書

- (1) 法人である関係事業者 なし
(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	宮本正彰	歯科医師	理事長	追加借入	338	役員借入金	32,493

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

取引条件は無利息、無期限とし、返済金額については随時双方協議の上決定している。

- (2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	宮本純司	医療事務他	理事	追加借入	0	役員借入金	17,850

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

取引条件は無利息、無期限とし、返済金額については随時双方協議の上決定している。

- (2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	宮本佳宏	歯科医師	理事	返済	1,360	役員借入金	779

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

取引条件は無利息、無期限とし、返済金額については随時双方協議の上決定している。

- (2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
元役員	宮本貴文	歯科医師	元理事	追加借入	0	役員借入金	850

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

取引条件は無利息、無期限とし、返済金額については随時双方協議の上決定している。

01941

監事監査報告書

医療法人 一栄会
理事長 宮本正彰 殿

私は、医療法人一栄会の令和 3 会計年度（令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 10 月 20 日
医療法人 一栄会
監事 橋本和政